

相模原市監査委員公表第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき、相模原市職員措置請求に係る監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 16 年 12 月 28 日

相模原市監査委員 小野澤 武 久

同 栗 原 勤

同 稲 垣 稔

同 菅 原 康 行

《職員措置請求の内容》

相模原市職員措置請求書

相模原市長小川勇夫、相模原市助役加山俊夫、同助役山口秀夫、同収入役大谷直敏（当時）、同教育長雨宮博之に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

- (1) 平成16年6月30日、相模原市議会六月定例議会が終了した。この日、夕方6時頃から、箱根町奥湯本のホテル初花にて、相模原市議会最大会派である「市政クラブ」の恒例の打ち上げ宴会が開かれた。
- (2) 相模原市長小川勇夫、相模原市助役加山俊夫、同助役山口秀夫、同収入役大谷直敏、同教育長雨宮博之、相模原市議会議長由比昭男、議会事務局長白井武司がこの打ち上げ会に出席した。
- (3) この7名は、午後4時半ころ、相模原市の公用車4台に分乗して、市役所を出発し、ホテル初花までの往復をした。

公用車の乗車状況は、小川市長が市長公用車、山口助役・加山助役・大谷収入役・雨宮教育長は2台の助役公用車、議長と議会事務局長は議長公用車であった。

市長らが公用車で、「市政クラブ」の打ち上げ宴会へ出席することは「恒例」の行事だとのことである。

- (4) 「市政クラブ」の宴会への出席は、公用車の使用が許されている「公務」とはいえない。

当日7名が参加した会は、議会内の一会派の内部の懇親会、有り体にいえば、コンパニオンを交えた宴会・飲み会である。場所も相模原市から遠く離れた箱根町であり、タクシーで移動すれば片道2万円も要するところである。移動のために一般職員の勤務時間内に出発しなければならないことから、「公務外」と判断した白井議会事務局長は早退届けを出して参加している。

- (5) 損害

相模原市役所から箱根町奥湯本までの往復距離は約120キロメートルである。当時のガソリン代はレギュラーで1リットル103円で

ある。

公用車の燃費を 1 リットル 5 キロメートルとして一台の公用車の往復により要するガソリン代は 2 4 7 2 円である。そして公用車の運転手には市外勤務手当として 1 人 1 0 0 0 円が付加された。

(6) 責任

次の者はそれぞれ相模原市に対し、損害賠償責任がある。

ア 小川勇夫市長について

公用車 1 台のガソリン代と運転手の手当代の合計 3 4 7 2 円

イ 加山俊夫助役及び大谷直敏収入役について

連帯して、

公用車 1 台のガソリン代と運転手の手当代の合計 3 4 7 2 円

ウ 山口秀夫助役及び雨宮博之教育長について

連帯して、

公用車 1 台のガソリン代と運転手の手当代の合計 3 4 7 2 円

2 請求者

住所 相模原市 (以下略)

職業 (略)

氏名 (略)

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え、相模原市長小川勇夫、相模原市助役加山俊夫、同助役山口秀夫、同収入役大谷直敏、同教育長雨宮博之に対し、平成 1 6 年 6 月 3 0 日に、公用車を私用に使用したことは違法又は不当であり相模原市に与えた損害金の請求をすることを請求します。

平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日

相模原市監査委員あて

(請求の要旨は、補正後の原文のまま掲載した。)

事実を証する書面目録

- 1 2004年(平成16年)7月8日付け朝日新聞記事切り抜き
- 2 2004年(平成16年)7月8日付け神奈川新聞記事切り抜き
- 3 2004年(平成16年)7月8日付け毎日新聞記事切り抜き
- 4 2004年(平成16年)7月8日付け東京新聞記事切り抜き
- 5 2004年(平成16年)7月8日付け産経新聞記事切り抜き
- 6 2004年(平成16年)7月8日付け読売新聞記事切り抜き
- 7 相模原市庁用自動車管理規則(平成5年相模原市規則第6号)
- 8 平成16年6月30日の市長、両助役、議長及び教育長の専用車の運転日報(写し)並びに当該運転日報に係る公文書公開決定通知書(写し)

追加提出の証拠

新たな証拠書類の提出はなかった。

《 監査の結果 》

1 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成16年11月24日付けでこれを受理した。

2 監査の実施

監査の実施に当たって、職員措置請求書に記載された事項及び事実を証する書面を勘案し、次のとおり実施した。

（1）監査対象事項

相模原市長小川勇夫ほか4名が、市議会の一会派の懇親会に出席したことは公務に当たるか否か、公務外と認められる場合、公用車を使用したことにより、相模原市に損害が発生しているか否か、相模原市長小川勇夫ほか4名は、相模原市に対して、損害賠償責任があるか否かを監査対象事項とした。

（2）実施の方法

請求の内容から、小川勇夫市長、山口秀夫助役、加山俊夫助役、大谷直敏収入役（当時。以下同じ。）及び雨宮博之教育長を関係職員とし、小川勇夫市長の陳述の聴取を実施し、大谷直敏収入役及び雨宮博之教育長に対し監査委員事務局職員による事情聴取を実施した。

また、秘書課、財務部管財課、会計課、議会事務局庶務課及び教育委員会事務局管理部教育総務課を関係部課とし、関係書類の提出を求め、調査を実施した。

（3）請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成16年12月16日に、請求人の代理人2名から陳述の聴取を行った。その際、関係職員の立ち会いはなかった。

なお、新たな証拠書類の提出はなかった。

（4）関係職員の陳述

平成16年12月16日に小川市長から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人の代理人2名が立ち会った。

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 事実関係の確認

ア 出席案内状の事務処理について

平成16年6月15日付けで小川市長、山口助役、加山助役及び雨宮教育長あてにそれぞれ市政クラブ会長名で出席案内状が届いている。なお、大谷収入役については、事情聴取において、「出席案内状を受け取ったかどうか記憶がない。」と説明があった。

出席案内状の趣旨は、「同会派の定例会に係る勉強会や反省会と合わせて、懇親の会を恒例的に開催している。この会に市幹部職員に同席いただき、市政全般についての率直な意見交換などをさせていただきたい。」というものである。

日時は、平成16年6月30日(水)午後6時30分から、場所は、小田急ホテルはつはな(箱根町)、会費は、20,000円となっている。

なお、同会派の懇親会は、恒例的に開催され、市長、両助役、収入役及び教育長は、日程上問題がなければ出席している。また、他会派からの出席案内があれば出席することとしている。

本件措置請求に係る出席案内状に対する関係部課の内部事務処理は次のように取り扱われている。

小川市長、山口助役及び加山助役の出席については、公務として出席することで、秘書課長が専決処理している。なお、秘書課では、公務か公務外かの判断については、通常、市長あて案内状ごとに、その差出団体・人、趣旨・目的等を含め総合的に判断している。

次に、雨宮教育長の出席については、教育長自身は、懇親会への出席を公務と認識しているが、懇親会が飲食を伴う内容であったため、飲食そのものは私費で対応すべきであると考え、教育総務課で

は、出席についての決裁処理を行っていない。

また、大谷収入役の出席については、事情聴取において、「出席してほしいという話があり、出席した。」と説明があった。

なお、小川市長、山口助役、加山助役、大谷収入役及び雨宮教育長は、会費20,000円を私費で負担している。このことは、小川市長の陳述において、「会費の20,000円につきましては、会場や懇談会の形式等に鑑み、私費でお支払いをした。」と説明があった。

イ 懇親会等の内容について

本件措置請求に係る懇親会等の内容は、小川市長の陳述並びに大谷収入役及び雨宮教育長の事情聴取では、6月定例会における議題や発言事項について意見交換等を行ったと述べている。

なお、書面調査によると、小川市長は、出席に当たり事前に総務課が作成した6月定例会における各議員の発言内容のメモを用意している。

ウ 復命書の作成について

一般職の職員が出張した場合、相模原市職員の倫理及び服務に関する規程（昭和40年相模原市訓令第10号。以下「職員倫理服務規程」という。）第20条で、公務による旅行を終了したときは、上席者に随行した場合を除くほか、旅行終了の日から3日以内に復命書を作成し、出張命令権者に報告しなければならないと規定している。

同規程は、特別職の職員には適用されないが、会議等に助役のみが出席した場合及び収入役が市長の代理として出席した場合は、文書等出張命令権者である市長に復命している。

本件措置請求の事案については、市長が同席しているため復命書は作成されていない。

エ 市長車等専用車の運行について

庁用車（公用車）は、相模原市庁用自動車管理規則（平成5年相模原市規則第6号）に基づき管理されている。

同規則第2条で、庁用車は、専用車、指定車及び共用車に区分さ

れ、本件措置請求の事案となっている庁用車は、専用車の区分に該当する。

同条第2号で、専用車は、市長、議長及び市長が指定した者に専属的に使用させる目的で配属する自動車と定義している。市長が指定した職は、助役及び教育長である。収入役には、専用車は配属されていない。

専用車は、市長等の身の安全を確保し、繁雑多忙な公務を効率的に処理するためなどに用意されたものであり、運行に当たっては、専属運転手が配置されているので、不特定多数の職員が使用する共用車のような使用基準を定めていない。

したがって、専用車の運行は、市長等の用務の態様によって、市長等の裁量で行われている。

具体的な専用車の運行指示については、市長、助役及び教育長の秘書及び庶務を所管しているそれぞれの課が行っている。

本件措置請求に係る運行指示に当たり、収入役に専用車が配属されていないことや経費節減のため、収入役及び教育長は両助役車へ分乗している。

専用車の車両維持管理は、管財課長が行っており、その経費は、管財課予算に計上されている。

専用車の燃料は、ハイオクガソリン仕様となっている。契約課において四半期ごとに供給単価契約を締結し、指定給油所で給油している。当時の1リットル当たりの単価は、無鉛ハイオクガソリン121.80円(税込み)である。

本件措置請求に係る燃料費は、6月分として7月30日に支払われている。

また、本件措置請求事案に係る小田原厚木道路通行料金は、1台当たり往復で1,400円、専用車3台分で4,200円となっており、6月利用分として7月30日に支払われている。

オ 運転日報の作成状況について

相模原市庁用自動車管理規則第11条では、庁用車運転者に対して、運転状況を運転日報に記載し、翌日までに自動車を管理する課

等の長に提出するよう義務付けている。

本件措置請求に係る運転日報については、必要内容が適切に記録され、管財課長へ提出されている。

しかし、請求人が主張する市役所から箱根町（会場）までの往復走行距離 120 キロメートル及び 1 リットル当たり 5 キロメートルの燃費については、運転日報からは明らかとなっていない。

カ 出張命令と日当について

法第 204 条第 1 項で、普通地方公共団体は、職員に対して、旅費等を支給しなければならないと規定されており、相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例（昭和 29 年相模原市条例第 1 号）第 4 条、相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和 27 年相模原市条例第 44 号）第 4 条及び相模原市一般職の旅費に関する条例（昭和 26 年相模原市条例第 12 号）第 2 条で、当該職員が公務のため出張したときは、旅費を支給すると規定している。

その手続については、一般職の職員にあっては、職員倫理服務規程第 18 条で、公務による旅行は、出張命令権者の発する出張命令によらなければならないと規定している。特別職の職員には同規定は適用されないが、特別職の職員にあっては、旅費が支給される出張をする場合、旅費の支給の根拠として出張命令簿を慣例的に作成している。

本件措置請求の事案は、出張先が旅費（日当）の支給される区域であるため、秘書課では、小川市長、山口助役及び加山助役の出張命令簿を作成し、両助役の出張命令簿にあっては、小川市長が決裁処理をしている。

小川市長、山口助役及び加山助役にそれぞれ 1,300 円の旅費（日当）が 7 月 21 日付けで支給されている。なお、大谷収入役及び雨宮教育長については、出張命令簿は作成されていないので、旅費（日当）は支給されていない。

専用車運転手については、相模原市一般職の旅費に関する条例第 3 条で、出張等は、任命権者（その委任を受けた者を含む。）の発す

る出張等の命令によって行われなければならないと規定し、同条例第9条で日当の額を定めている。本件措置請求に係る出張先は、日当1,000円が支給される地域である。

本件措置請求の事案では、出張命令簿が作成され、管財課課長代理専決で出張命令が発せられて、日当は、6月分として7月16日付けで支給されている。

キ 運転手の時間外勤務命令について

相模原市の執務時間に関する規則（平成元年相模原市規則第28号）第1条で、相模原市の執務時間は午前8時30分から午後5時までと規定している。また、職員倫理服務規程第14条の2第1項で、一般職の職員の勤務の割振りは、原則、月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午後5時までと規定している。

したがって、専用車運転手の勤務時間は、午前8時30分から午後5時までである。しかし、市長、助役及び教育長の用務に合わせて、専用車が運行されるため、必然的に専用車運転手は正規の勤務時間外に勤務を命じられることがある。

時間外勤務を命じられた専用車運転手は、職員倫理服務規程第17条に基づき、当該勤務終了後速やかに時間外勤務命令簿を所属長（管財課課長代理専決）に提示し、所属長は、その勤務を確認することになっている。

本件措置請求事案に係る専用車運転手3名は、午後5時15分から午後11時45分まで時間外勤務（休憩時間30分含む。）が命じられて、その時間外勤務手当は、給与と合わせて7月20日に支給されている。

（2）監査委員の判断

以上の事実関係の確認並びに関係職員及び関係部課の説明に基づき協議した結果、本件措置請求は理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下、理由を記述する。

市長、助役及び収入役は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に規定する公選又は議会の同意を必要とする特別職である。

市長の職は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づき選出された公職であり、市民の信託を受けた市長の職責は重い。法第138条の2の規定の趣旨から、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負うものである。また、特別職の職員は、一般職の職員とは勤務条件が異なり、法律に特別の定めがある場合を除くほか、一般職の職員の勤務条件は適用されない。したがって、公職にある市長の勤務時間は、法律又は条例で特に規定されていないため、常時が公務ともいえる。

選挙で選出された市長がその信ずるところにしたがって適切と考えた政策を立て行動をとることは、市長自らの裁量に委ねられている。また、市長は、自らが掲げた政策目標を実現するために、いろいろな局面で市民生活とのかかわりが多くなる。そして、より具体的・実用的に市民生活に密着した行政運営を進めるために、市長自ら直接市民と積極的に対話し、情報を得ることも必要となっている。

また、行政運営を効率的かつ効果的に進めるために議会との関係も重要となる。

議会と市長の関係をあえて言及すると、行政が議会で承認された予算を執行して事務事業を行い、議会がこれを厳しくチェックすることであり、これは地方自治の大原則である。このためには、相互の緊張関係が必要であることはいうまでもない。

しかし、市長は、より効率的で円滑な行政運営を行う上から、議会と相互に連携しながら行政運営を進めていかなければならない。そのためにも、市民の代表者である市議会議員との意見交換あるいは情報交換を行うことも、市長の職務遂行上必要なことと考える。

さて、市長がその職務を遂行し責任ある行政運営を行うためには、様々な調整が必要であり、また、会議等や市民との懇談会等も多くなり、必然的に出張する機会も多くなる。その移動手段の一つとして専

用車があり、時には車中で公務を執ることもある。そのため専用車の使用については、市長の裁量によるところが多くなる。

ところで、判例（昭和45年6月8日山口地裁）によると、「公務のための旅行と、それ以外の旅行とを区別する基準は、さほどに客観的に明確ではなく、長の判断に委ねられていたものと認められ、当該旅行が社会通念上明らかに公務としての性格を欠き、著しく裁量権を逸脱した明白な瑕疵が認められる場合を除いて、旅行命令権者たる長の自由裁量行為というべきである。」としている。

これによると、市長の公務のための旅行かどうかの判断は、市長の判断に委ねられているといえる。

本件措置請求事案においては、主催者である市政クラブからの出席案内状には市幹部との意見交換であることが明記されており、小川市長も陳述において、「意見交換を行った。」と発言している。また、客観的な事実としての懇親会出席に係る内部事務処理、すなわち出席案内状の取り扱い、出張命令簿の作成、日当の支給、意見交換のための資料作成等事前準備行為及び専用車の手配等に係る事務は、いずれも公務として適切に処理されている。

これらのことを総合的に判断すると、小川市長が市政クラブ主催の懇親会に出席し、意見交換をした行為は、社会通念上明らかに公務としての性格を欠くものとは認めがたく、また、市長の裁量権の範囲を著しく逸脱した行為とは認められない。

次に、助役は、市長を補佐し、市長の指揮監督を受けて、市長の補助機関たる職員の担当する事務を監督する職務を有する。

助役は市長の指揮監督を受けるので、出張命令権者は市長である。本件措置請求に係る事案については、山口助役及び加山助役は、出張命令権者である小川市長から出張命令を受けていること、また、小川市長と同席していることに鑑みると、公務としての性格を欠くものとはいえない。

次に、収入役は、市長の補助機関たる職員で、市長の指揮監督を受ける。したがって、出張命令権者は、市長である。しかし、本件措置請求事案において、大谷収入役は、出張命令簿を作成していない。

ところで、判例（平成12年3月31日東京地裁）によると、「旅行命令簿が存在すれば、当該旅行は公務のためとの推測が働くということはできるものの、逆に、旅行命令簿が存在しないからといって、直ちに、当該旅行が公務ではなく、私的なものであるとの帰結をもたらすものとはいえない。」としている。

これに基づき判断すると、大谷収入役については、小川市長とともに本件措置請求事案の懇親会に出席していること、また、大谷収入役の事情聴取では、「市政に関する話をした。」と説明していることから、大谷収入役の出張命令簿は存在しなかったということの事実をもって公務性がないということとはできない。

次に、教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、教育委員会に置かれ、その指揮監督の下に教育委員会の処理する事務をつかさどる機関で、教育委員会の委員（委員長を除く。）のうちから、教育委員会が任命することとされている。そして、その職務と責任の特殊性に基づいて、他の職員と異なる特例的規制を受けている（昭和26年3月13日行政実例）。そのため、教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員とは別個に条例で定められており、その結果、事実上勤務時間に制限がないといえる。教育長は、教育行政全般にわたる事務を執行していることから、必然的に各種教育機関等との会議及び教育関係者との懇談等も多くなり、その出席については自らの裁量により判断することとなる。

さて、雨宮教育長は、市外へ出張をする場合、通常、出張命令簿を作成しているが、本件措置請求事案については出張命令簿を作成していない。

このことについて、雨宮教育長は、事情聴取では、「6月議会の議題や質問事項について考えを聞いた。教育全般についての考えを話した。」及び「公務としての認識があったものの、飲食が伴うため私費で対応したので、出張命令簿を作成しなかった。」と説明している。

したがって、雨宮教育長が本件措置請求事案で出張命令簿を作成しなかったことは内部事務処理上の問題であり、内部事務処理が適切に行われていないからといって、公務ではないということとはできない。

また、雨宮教育長は、小川市長とともに懇親会に出席し、意見交換を行ったと発言していることから、公務としての性格を欠くものとはいえない。

次に、小川市長ほか4名が、本件措置請求事案に係る懇親会の会費20,000円を私費で負担していることについては、公務員倫理上、公務であっても、特定の団体及び特定の人との会合の際、「夜間の高額の飲食代」に対して公費を支出することは好ましくないと判断していることによるものであり、社会通念上非難するに当たらないものである。

以上のことから、総合的に判断すると、小川市長、山口助役、加山助役、大谷収入役及び雨宮教育長が、公用車を使用して懇親会に出席したことは、市長等の裁量権の範囲を明らかに逸脱しているとまではいえず、公務ではないということとはできない。また、財務会計上の行為は、会計規則その他の関係規程に則り適切に執行しており、違法又は不当な公金の支出に当たるものとは認められない。

したがって、請求人が、小川市長ほか4名に対して損害賠償請求の請求を求めていることには理由がなく、本件請求を棄却するものである。